

植栽管理業務特記仕様書

この業務は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び職員宿舎の快適な環境の確保を図るため、植栽の管理を行うものである。この仕様書は、「植栽管理業務」の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

1 業務場所

(1) センター

埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(2) 宿舎（江南）

埼玉県熊谷市板井 1 6 5 9 - 1

A 宿舎

埼玉県熊谷市板井 1 6 5 9

B 宿舎

埼玉県熊谷市板井 1 6 6 0 - 1

C, D, E 宿舎

(3) 宿舎（末広）

埼玉県熊谷市末広 2 - 2 9

熊谷宿舎

埼玉県熊谷市末広 3 - 1 - 1 0

病院長級宿舎

埼玉県熊谷市末広 3 - 1 - 9

副病院長級宿舎

2 業務内容

乙は、この業務を行うため、植栽技術を有する者を現地に派遣し、植栽管理要領に基づき次のとおり実施すること。

(1) センター

ア 樹木管理

刈り込み 3, 4 1 2 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

剪定 7 0 本 年 1 回（"）

人力除草 3, 4 1 2 m² 年 2 回（"）

イ 芝生管理

刈り込み 7 7 3 m² 年 4 回（甲の指示する時期）

ウ 林地管理

草刈り 5, 2 2 8 m² 年 3 回（甲の指示する時期）

エ 裸地管理

草刈り 6, 1 0 6 m² 年 3 回（甲の指示する時期）

オ 害虫等防除管理

害虫等の発生（被害）状況調査 年 6 回（甲の指示する時期）

(2) 宿舎（江南）

ア 樹木管理

刈り込み 7 8 7 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

剪定 7 9 本 年 1 回（" ）

イ 除草管理

人力除草 2, 0 0 0 m² 年 2 回（甲の指示する時期）

除草剤散布 2, 0 0 0 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

(3) 宿舎（末広）

ア 樹木管理

刈り込み 1 6 1 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

剪定 3 2 本 年 1 回（" ）

イ 芝生管理

刈り込み 1 0 0 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

ウ 除草管理

人力除草 2 5 4 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

除草剤散布 2 5 4 m² 年 1 回（甲の指示する時期）

3 実施計画表、防除作業計画書及び完了報告書の提出

乙は、契約締結後、速やかに実施計画表及び防除作業計画書を甲に提出し承認を得るものとする。また、防除作業を実施したときは、速やかに作業実施報告書を甲に提出する。業務終了後は、業務実施前後の写真を貼付した完了報告書を甲に提出する。

4 負担区分

この業務に使用する機器、工具、燃料、運搬、焼却等の場外処分及び書類等の消耗品等は、すべて乙の負担とする。

植栽管理要領

1 樹木管理

(1) 刈り込み

- ア 樹木の特性に応じて、切りつめ、中すかし、枯れ枝の除去等を行う。
- イ 冗枝、徒長枝等を選定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面刈り込み天端をそろえる。
- ウ 刈り込みで発生した枝等は、指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

(2) 剪定の対象枝

- ア 枯れ枝
- イ 生気の止まった弱った小枝（弱小枝）
- ウ 著しく病虫害に侵されている小枝（病虫害枝）
- エ 通風、採光、架線及び通行の障害となる枝（障害枝）
- オ 折損によって、危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
- カ 樹冠、樹型及び生育上不要な枝（兄枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

(3) 剪定

- ア 剪定は修形上規格形にする必要がある場合を除き、自然型仕立てとする。
- イ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切る」等は原則として行わない。
- ウ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。
- エ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないように、切断予定箇所の数10cm上から、あらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除する。また、太枝の切断には必要に応じて、監督員の指示により防腐処理を行う。
- オ 主として、新生枝を樹冠の大きさが整う長さに、定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向き芽（原則として、外芽、ヤナギなどは内芽）とする。
- カ こみすぎた部分の中すかしのため及び樹冠の形成構成上、不必要な枝（冗枝）等を、その付け根から切り取る。
- キ 剪定で発生した枝等は、指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

(4) 人力除草

- ア 除草は、樹木、施設等を損傷しないように注意し行う。
- イ 除草した草は、指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

2 芝生管理

刈り込み

- ア 刈り込みは、芝生内にある樹木、施設等を損傷しないように注意し刈りムラ及び刈り残しのないように均一に刈り込む。

イ 刈り取った芝は指定箇所に集積し、まとめて場外処分とし、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

3 林地管理

草刈り

ア 肩掛け式草刈り機を用いて、地際より刈り取る。また、甲の指示する樹木等は、残すようにする。

イ 林内の枯れ枝樹木にからんだツル性雑草等も除去する。

ウ 刈り草は、指定箇所にまとめて場外処分とする。二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

4 裸地管理

草刈り

ア 肩掛け式草刈り機を用いて、地際より刈り取る。

イ あらかじめ、空き缶等障害物を取り除いておく。

ウ 刈り草は、指定箇所にまとめて場外処分とする。二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

5 害虫等防除管理

(1) 防除作業計画書の作成

乙は、防除対象樹木等を調査し、防除対象範囲の絞り込み、病虫害の管理基準、生息実態調査の方法、病虫害の発生（被害）を確認した場合の対処法など具体的な防除作業計画書を作成するものとする。

(2) 病虫害の発生（被害）状況調査

乙は、防除作業計画書に基づき、定期的に目視等による病虫害の発生（被害）状況調査を行うものとする。

6 除草管理

人力除草

1 (4) 人力除草に準ずる。

7 その他

枯れ枝及び老朽化した支柱等がある場合は、適宜、場外撤去処分とする。